

民生病院常任委員会審査概要報告書

委員長 上田 武

- I 開催年月日 令和 3 年 7 月 28 日（水）
II 会議時間 午後 2 時 35 分～午後 3 時 38 分
III 出席委員等〔出席委員〕◎上田 武 ○酒井 善広 高瀬 充子
本田 利麻 曾田 康司 藪中 一夫
中川 加津代 狩野 安郎
（◎…委員長 ○…副委員長）
〔説明員〕 別紙名簿のとおり
〔委員外議員〕 なし
〔事務局職員〕 西本 幸夫 池守 凡子 関本 尚彦
〔傍聴者〕 なし

IV 審査の概要

1 付託議案について

議案第 101 号 令和 3 年度高岡市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会所管分及び

議案第 103 号 工事請負契約の締結について（旧高岡市リサイクルプラザ等解体工事）

以上、予算議案 1 件、その他議案 1 件の計 2 件について、審査の結果、議案第 101 号のうち本委員会所管分は賛成多数で、議案第 103 号は全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。〉

（以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示）

【議案第 101 号のうち、新生児・おなかの赤ちゃん臨時特別給付金給付事業について】

- 県内他市の実施状況は。
- △ 全国の事例のうち約 30 の事例を把握しているが、県内では初めてである。
- 給付事業の対象として、妊産婦を優先する理由は。
- △ 今回の事業は妊産婦のワクチン先行接種のタイミングと併せて実施するものである。

妊産婦の方々については、胎児の安全を考え、ワクチン接種を迷われることも考えられることから、定期健診の際のタクシー移動を想定した交通費の一部や消毒液、マスク等の衛生用品に掛かる費用相当額を給付する考え方である。

- 給付対象者に対する制度の周知方法は。
- △ 既に母子手帳を交付した方には、母子手帳申し込みの際の情報を基に申請書を郵送する。これから母子手帳を交付する方に対しては、交付の際に申請書をお渡しする。そのほか、ホームページや市の広報紙、SNS等を活用し、広く周知を図りたい。
- 制度の目的は、妊産婦の心理的、経済的負担の軽減とのことであるが、心理的、経済的負担について根拠となるエビデンスはあるのか。
- △ 妊産婦に対するワクチンの先行接種を行うが、妊産婦の方は自身のみならず胎児、新生児の健康について不安を抱え、細心の注意を払って生活しなければならない。このため、感染防止の観点から、公共交通機関ではなくタクシーでの移動が想定され、その経費として1回あたり1,000円程度として健診14回分、また、妊産婦及び同居の家族も一緒に感染防止対策を講じる必要があることから、衛生用品について1カ月あたり1,500円として1年分、合せて3万円を算出根拠としている。経済的負担はこれらの経費分と考えている。
- 算出根拠は、交通費や衛生用品の購入費とのことであるが、給付金の使途はそれらの経費に限定されているのか。
- △ 使い道までは確認しないが、この程度の金額は、コロナ感染防止のための費用として支出されるものであると考えている。
- 妊産婦が抱える心理的、経済的負担について、根拠となるエビデンスは残念ながら確認できなかった。また、3万円を有効に活用してもらうためには、使途についても言及すべきと考える。財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するのであれば、妊産婦のみならず、本当に困っている方々に給付する考えは無かったのか。
- △ ひとり親家庭臨時給付金として1世帯3万円、国のひとり親世帯臨時特別給付金として1世帯5万円（第二子以降一人3万円）、県のひとり親世帯生活支援給付金として1世帯3万円といった給付事業を行ってきた。さらに、今年に入ってから低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、対象児童一人5万円、ひとり親以外の低所得の子育て世帯についても6月補正で一人5万円を給付する事業を行っている。そのほかでも、高齢者施設、障害者施設等に対する支援等を実施してきており、今回は妊産婦に焦点を当てた対策であることを理解いただきたい。
- 経済的困窮者を救うという観点において、所得制限や所得に応じた配分を設けるなど、より有効な財源の活用策を検討しなかったのか。
- △ 妊産婦へのワクチンの先行接種に併せたタイミングでの臨時的、緊急的な措置として、スピード感をもって実施すべきと考えており、所得制限を設ける考えはない。
- すべての妊産婦が経済的に困っているわけではない。国の交付金を活用するのであれば、公平性の観点からも傾斜配分を設けるなど、丁寧に制度設計すべきである。また、新型コロナウイルスの終息が見通せない中、給付金の期限が設定されており、1日の違いで給付金の有無、金額が異なることについての見解は。

- △ 今後、ワクチン接種が行き届いた後に社会状況がどうなるのか、また、同時並行で新薬等の開発も進んでいる状況にあり、恒久的な制度設計は難しい。期間を限定した給付事業にはなるが、現状の中で打てる政策ということで、妊産婦を対象とした事業であり、スピード感をもって対応したい。
- 本会議では、今回の給付金により人口減少に一定の歯止めをかけたいとの答弁があったが、コロナ対策を目的とした限定的、臨時的な給付金が人口減少対策にも寄与すると言えるのか。
- △ 現状で出生数、婚姻数に対する影響が見られることから、妊産婦に焦点を当てて支援するものである。この事業を通し、本市が子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んでいることを発信することにより、結果的に若い人たちに本市を選んでいただき、コロナ禍で見込まれる人口減少を食い止めるきっかけになることも期待する事業であることを理解してほしい。
- 妊娠出産に不安を抱えている人ということであれば、不妊治療を行っている方も該当すると思うが、対象にできなかったのか。
- △ 今回は、妊産婦に焦点を当てた給付事業である。
- 新生児・おなかの赤ちゃん臨時特別給付金給付事業については、コロナ対策のみならず少子化対策も狙っているとのことであるが、財源が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということであれば、コロナ対策を目的として活用すべきであり、少子化対策が目的ということであれば、一般財源を活用してでも組み立てられる。経済的、心理的負担は決して妊産婦だけが感じているわけではない。交付金を活用するという視点からもより有効な形でコロナ対策をお願いしたい。（要望）
- 令和3年4月1日までに出生した子どもに対する新生児臨時特別定額給付金10万円と新生児・おなかの赤ちゃん臨時特別給付金3万円について、交付目的は同じか。
- △ 新生児臨時特別定額給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民の生活を支援するためのものであった。一方で、新生児・おなかの赤ちゃん臨時特別給付金については、妊産婦に対して、その心理的、経済的負担を軽減する目的で制度設計したものであり、意味合いは異なる。
- コロナ対策のための交付金を活用する観点から、目的は一緒であり、3万円ではなく新生児臨時特別定額給付金と同額の10万円を給付した方が公平性は保たれるのでは。
- △ 金額の大小についてのご意見はあると思うが、3万円については、先ほどお伝えした交通費や衛生用品に掛かる費用を算出根拠としている。また、これまでの子育て世帯に対する一世帯当たり約3万円の給付基準も踏まえ、総合的に判断したものであることをご理解いただきたい。
- 新型コロナウイルスが終息した後、給付額を3万円にするのであれば理解できるが、状況が変わらない中、10万円の給付金額を継続することに何か問題はあるのか。また、今回の新生児・おなかの赤ちゃん臨時特別給付金3万円について一回きりということも理解できない。新型コロナウイルスの影響が続く限り、一般財源であっても継続して支援すべきと考えるがそのような意思表示がないのは、妊産婦に対して冷たい。ちなみに、新生児臨時特別定額給付金10万円の積算根拠は。
- △ 令和2年に新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、家計への支援を行うた

め、10万円の特別定額給付金が給付された。これは、令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方を対象とした制度であったことから、その後、本市独自で令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した子どもを対象に生活支援の目的で新生児臨時特別定額給付金制度を設け10万円を給付した。一方で、今回の新生児・おなかの赤ちゃん臨時特別給付金は、感染症の影響が長期化する中において、妊娠出産に不安を抱えている妊婦の方々の負担を軽減する目的で制度設計したものである。

○ 妊産婦の方々に給付金額について意見を聞いたのか。政策を決める時には情報収集をしっかりと行う必要がある。今回、拙速に予算議案が提案され、数日で決められるわけがない。しっかり議論した上で、9月議会に提案されてはどうか。

△ 妊産婦の方は、現在も新型コロナウイルス感染症予防に対して心理的負担を感じておられる。今回の給付事業を行うことにより、コロナ禍であっても子どもを持ちたいという気持ちになっていただけるよう時期を延ばすことなく1日も早く給付したいと考えている。

○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残額がないのであれば、3万円も理解できるが、現在の残額は。

△ 確認のうえ、後日回答する。

【文書による回答内容】

令和3年度の資格額は580,859千円であり、令和3年7月補正までの予算化済額516,841千円を差し引いた残りの資格額は64,018千円である。

○ 給付金額の妥当性について、妊産婦の方々に対する調査を行うべきと考えるが、見解は。

△ 毎年、子育てに関するアンケート調査を行っており、令和2年度の回答の中でも新型コロナウイルスを心配する声があり、社会的に影響があると認識している。ただ、3万円が良いのか、10万円が良いのかといった具体的な希望額までは調査していない。今回は、先に述べた算定根拠により3万円に設定したところである。

○ 新生児・おなかの赤ちゃん臨時特別給付金については、純粹にコロナ対策なのか少子化対策なのか、非常に曖昧である。そのため、今回の議論で結論を出すのは難しいと考えるが、継続的に審議していく考えはないのか。

△ コロナ禍の状況により、出生数、婚姻数に影響を及ぼす結果が見受けられるので、妊産婦の方々が安心して子どもを出産できるような対策を早急に講じるとともに、ワクチンの先行接種を行うに当たり、スピード感をもって対応すべきと考えており、9月まで継続審議する考えはない。

○ コロナ禍の影響による出生数低下が見られたとのことであるが、その根拠は。また、子育て支援という観点で言えば、継続的に事業を実施すべきでは。

△ 厚生労働省が令和3年2月22日に公表した人口動態統計速報によると、令和2年の出生数が過去最少となっている。また、新型コロナウイルスの影響を強く受ける令和3年は婚姻数の減少などで、出生数も80万人を下回るといった見通しが示されている。こうした中、本市においても影響が想定されることから、早急に実施する対策として提案したものである。今後、ワクチン接種による集団免疫の獲得や治療薬の開発により、社会状況がどのようになるか分からないこともあり恒久的な制度設計は難しいことを

ご理解いただきたい。今回は妊産婦に対する臨時的・早急的な対策として、給付金を提案させていただいたものである。

- 3万円のタクシー代と消毒液の支援は、コロナ禍における生活支援であり、なぜ少子化支援になるのか納得いかない。

【地域自主防犯組織支援事業費について】

- 当該事業費について、9月定例会ではなく、今7月臨時会に提案した理由は。

△ 財源となる寄附金を既にいただいていることもあり、早めに事業化したい。また、学校の再編による通学路変更に対応するため、通学路を中心に防犯カメラを設置したいとの考えもある。PTAからも申請可能であることから、夏休み期間中に実施する通学路の安全点検も踏まえ、申請いただければと考えている。

〔討論〕

(議案第101号のうち本委員会所管分に反対の立場から)

- 地域自主防犯組織支援事業については、自治会等の地域団体による通学路や危険箇所への防犯カメラを設置するものであり、安心・安全なまちづくりの実現に向けた取り組みとして評価し、賛同する。一方、新生児・おなかの赤ちゃん臨時特別給付金給付事業については、総論的には理解するものの、各論については賛同できない。その理由の大前提として、市長就任から今臨時会に至るまでの期間がわずかで、議会に説明が十分になされておらず、議論が尽くされていない点がある。本事業の目的には妊産婦への心理的、経済的な負担を軽減する狙いがあるとのことだが、心理的、経済的負担を裏付けるエビデンスも明確に示されていない。また、新生児と妊産婦に対象を限定するに留まらず、医療、福祉、介護等を含めた総合的な見地からの議論が十分になされたかという点で疑問がある。さらには、新生児又は胎児1人当たり3万円を支給するものであるが、給付内容や手法についても単なる現金のバラマキとの印象を市民に与えかねない。また、経済的な負担軽減をうたうのであれば、段階的に所得制限を設けるべきであり、一律給付ということであれば、給付金額の算出根拠を明確にし、3万円の妥当性を市民に周知すべきである。給付方法等についても、単純な現金給付ありきではなく、コロナ対策に資する経済活性化策を加味した二次的効果も期待できる重層的な給付事業となるよう内容を吟味する必要がある。より活発な議論と丁寧な説明を尽くし、より良いコロナ対策事業となるよう貴重な財源を活かしていただきたい。

(議案第101号のうち本委員会所管分に賛成の立場から)

- 新型コロナウイルス感染症の第5波が懸念される中、3万円の給付は適切な措置であり賛同する。ぜひ、支給を複数回とし、市独自の上乗せをお願いしたい。また、コロナ禍のもとで市民の命と暮らしを守るために、迅速なワクチン接種や高齢者施設等への定期的なPCR検査の実施、厳しい状況にある事業者や医療機関への直接支援を国・県と連携し行うことを求めたい。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

民生病院常任委員会 当局説明員（6名）

[illegible]